

秋田産業保健総合支援センター・地域窓口一覧

THANK YOU

秋田産業保健総合支援センター

住所：〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保町6-6 秋田県総合保健センター4階
TEL：018-884-7771 FAX：018-884-7781
ホームページ：https://www.akitas.johas.go.jp/
Mail：info@akitas.johas.go.jp

さんぽセンター

地域窓口一覧

Check



地さんぽ



秋田地域窓口

住所：〒010-0976 秋田市八橋南1丁目8-5
(一般社団法人 秋田市医師会内)
TEL：0120-67-2306 FAX：018-863-3982
Mail：hirohata@acma.or.jp

能代山本地域窓口

住所：〒016-0151 能代市松山字新田沢105
(一般社団法人 能代市山本郡医師会内)
TEL：0185-58-5656 FAX：0185-58-5656
Mail：ishikaiz@shirakami.or.jp

大館地域窓口

住所：〒017-0864 大館市根下戸新町1-8
(一般社団法人 大館北秋田医師会内)
TEL：0186-43-4511 FAX：0186-49-3569
Mail：info@daihoku-med.jp

横手市・湯沢市・雄勝郡 地域窓口

住所：〒012-0841 湯沢市大町二丁目2番1号
(一般社団法人 湯沢市雄勝郡医師会内)
TEL：0183-79-6681 FAX：0183-79-6682
Mail：yoyuosanpo@akitas.johas.go.jp

大曲仙北地域窓口

住所：〒014-0063 大仙市大曲日の出町2-7-53
(大仙市大曲交流センター内)
TEL：0187-62-2205 FAX：0187-73-7165
Mail：daisentisanpo@peace.ocn.ne.jp

由利本荘地域窓口

住所：〒015-0885 由利本荘市水林456-4
(一般社団法人 由利本荘医師会内)
TEL：0184-22-6660 FAX：0184-22-0050
Mail：shouta19850319@gmail.com

KEEP SMILING

SEE YOU!



相談聞く
ゾウ〜!

X(旧Twitter)でも、セミナー情報など発信しています。
フォローをお願いします!
https://twitter.com/akitasanpo



※センターご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日、祝日、年末年始は除く)

(R6.4)

働く人の「ところ」と「からだ」の健康を無料でサポート!

事業案内 Business information

Hello.

こんにちは
秋田産業保健総合支援センター です!



Check

僕たちが
案内します



赤なまはげ・青なまはげ

contents

- ① 治療と仕事の両立支援
個別訪問による
- ② メンタルヘルス対策支援
- ③ 研修・セミナーの実施
事業者、産業保健スタッフに対する
- ④ 各種情報の提供
産業保健スタッフからの
- ⑤ 専門的相談対応
労働者数50人未満の事業場への支援
- ⑥ 地域産業保健センター事業

セミナー
面白そうね!

個別訪問支援
丁寧だね!

Wow!!

ご利用・ご相談は
すべて無料!

さんぽセンター

産業保健スタッフ向けサービス 秋田産業保健総合支援センター

産保（さんぽ）
センターと呼ん
で下さい！



事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。
（事前の申込みが必要です。）



治療と仕事の両立支援

専門スタッフが、相談窓口の病院で相談に応じたり、事業場を訪問し、患者（労働者）と企業間の個別調整支援などを行っています。

専門スタッフが
丁寧に対応
いたします



産業保健関係者に対する 専門的研修等

産業医や、産業保健スタッフ等を対象とした、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。※研修スケジュールは、ホームページによりご確認ください。

WEB研修も
好評です！



メンタルヘルス対策の 個別訪問支援

専門スタッフが事業場を訪問し、心の健康づくり計画やストレスチェック制度の導入、職場環境改善に関する実地相談及び、メンタルヘルス教育などを行っています。

メンタル
ヘルス対策



産業保健に関する 情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌により、産業保健情報をお知らせしています。※メールマガジンの配信を希望される場合は、ホームページからご登録をお願いします。

メルマガ登録
をお願いします



産業保健関係者からの 専門的相談対応

産業保健スタッフの方からの産業保健に係る専門的相談への対応、事業場訪問による実地相談を行います。

訪問により
ご相談を
伺います



お問い合わせ先

秋田産保

検索

ホームページURL：
<https://www.akitas.johas.go.jp/>

↓こちらからもどうぞ！



ぜひ！一度
ご利用下さい



地さんぽ

小規模事業場向けサービス 地域窓口（地域産業保健センター）

通称「地産保
（ちさんぽ）」
です！



産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果について 医師からの意見聴取

健康診断の結果、異常の所見があった労働者に関して、働く上での制限などを事業主が医師から聴くことができます。

事後措置は
お任せ下さい



長時間労働者及び高ストレス者 に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者に対し、医師が面接指導等を行います。

医師の
面接指導
を行います



X（旧Twitterやっています♪）



労働者の健康管理に係る相談 （メンタルヘルスを含む）

健康診断の結果、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面の指導などを行います。

メンタル
ヘルス



個別訪問による 産業保健指導の実施

医師または労働衛生工学の専門スタッフが、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

個別訪問により
ご相談を
伺います



- ◆ 地域窓口（裏面の地域産業保健センター）の利用は労働者数50人未満の事業場、及びそこで働く労働者に限られます。
- ◆ 事前の申込みが必要です。また、利用回数には制限がありますので、事前にご相談下さるようお願いいたします。



働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！

転倒・腰痛対策



転倒災害・腰痛災害「0」を目指しませんか？

出張サービス

秋田県内の事業場に講師が出向いて
「転倒」「腰痛」予防のお手伝いをします。

講師は県内の理学療法士

秋田県内で現役で活躍している理学療法士
が講師となります。

無料

支援はすべて無料です。
お気軽にご相談ください。

腰痛が多い職場

あなたの職場は大丈夫ですか？

- ◆ 高齢化がすすむ職場
- ◆ 介護・看護作業
- ◆ 重量物取扱い作業
- ◆ 車両運転作業
- ◆ 立ち作業
- ◆ 座り作業

あきたさんぽでは「転倒災害」「腰痛災害」に
取り組む事業場に対して、身体機能の維持・改善や足腰の筋力・バランス力により、
「転倒」「腰痛」を予防するお手伝いをしています。



転倒・腰痛対策支援申込書

令和 年 月 日

事業場名					
代表者名	職名		氏名		
業種		主な事業内容		労働者数	人
所在地	〒				
電話			FAX		
担当者	職名			氏名	
	E-mail				
	職種	☐ 産業医 ☐ 労務管理担当 ☐ 保健師・看護師 ☐ 衛生管理者 ☐ 事業主 ☐ その他			
訪問希望日	第1希望	令和 年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分	受講予定人数	
	第2希望	令和 年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分	約 人	

希望する支援内容の□に✓を入れてください。(複数✓可)

- ☐ 転倒予防対策
- ☐ 腰痛予防対策
- ☐ 体力測定
- ☐ 介護・介助に伴う腰痛予防と移乗技術

やってみようぜ★



※ 転倒予防対策や、腰痛予防対策は、60～120分程度で講話と実技を行います。
(転倒・腰痛対策いずれかの場合は、60分未満でも対応可能です)
※ 体力測定や移乗技術を希望する場合は、90～120分程度で講話と実技を行います。
※ 個別支援日時につきましては、講師の都合により調整させて頂く場合がありますので、予めご了承下さい。

備考欄(WEB利用のご希望や上記以外に希望される支援の具体的な内容など)

【申込先・相談対応】 独立行政法人 労働者健康安全機構 秋田産業保健総合支援センター

FAX:018-884-7781

<https://www.akitas.johas.go.jp/>
E-mail : shien@akitas.johas.go.jp

※本申込書をFAXで送信していただくか、HP掲載の申込書をメールに添付して送信してください。おって、当センターからご連絡します。

(2025.4)

支援はすべて無料です

労働力の高齢化が進むことが見込まれる中で、事業場において病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面は増えることが予想されます。

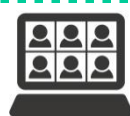
秋田産業保健総合支援センターでは、保健師、看護師や社会保険労務士などのスタッフ（メンタルヘルス対策・両立支援促進員）が、事業場と労働者（患者）の治療と仕事の両立に向けた支援をします。

がん・脳卒中・糖尿病・難病・メンタルヘルス不調などの

治療と仕事の両立 を応援します

WEB対応可能

※利用方法のマニュアルを用意しております。



1 個別訪問支援

スタッフが事業場を訪問し、両立支援の導入などについて支援します。「それって何？教えて」「これまで病気になった労働者がいないので、何からはじめてよいかわからない」からご用命ください。まずは知ることから始めましょう。管理監督者や衛生委員会向けの意識啓発教育研修、予防から治療と仕事の両立に係る教育研修も含まれます。

2 個別調整支援

がん・脳卒中・糖尿病・難病・メンタルヘルス不調など現在働く中で、もしくは復職に際して配慮が必要な病気を対象として、医療機関と連携しながら、事業者と労働者（患者）間の仲介・調整を行う橋渡し支援を行います。事業場の担当者の方、労働者（患者）の方双方の支援を行います。

※労働者（患者）本人及び事業場の書面同意が必要です。

3 啓発セミナー

両立支援の普及・啓発を目的とした事業者などを対象とするセミナーを実施します。

4 センター・医療機関相談窓口での相談対応を行います

独立行政法人 労働者健康安全機構

**秋田産業保健
総合支援センター**



所在地：〒010-0874 秋田市千秋久保田町6-6

秋田県総合保健センター4階

TEL：018-884-7771 FAX：018-884-7781



治療と仕事の両立支援申込書

令和 年 月 日

事業場名					
代表者名	職名		氏名		
業種		主な事業内容		労働者数	人
所在地	〒				
電話			FAX		
担当者	職名		氏名		
	E-mail				
	職種	☐ 産業医 ☐ 保健師・看護師 ☐ 事業主 ☐ 労務管理担当 ☐ 衛生管理者 ☐ 労働者(患者) ☐ その他			
訪問希望日	第1希望	令和 年 月 日 ()		☐ 午前 ☐ 午後	時 分
	第2希望	令和 年 月 日 ()		☐ 午前 ☐ 午後	時 分

希望する支援内容の□にチェックを入れ、希望する支援番号に○印をつけてください。

□ 個別訪問支援（体制の整備などの支援）

1. 両立支援教育研修（管理監督者・衛生委員会・労働者への意識啓発研修）・・・受講者数 人
2. 事業場内体制の整備
3. 事業場内規定の整備
4. 事業場の勤務・休暇制度の整備
5. 両立支援のすすめ方
6. 両立支援にかかわる情報提供
7. その他（具体的に)

□ 個別調整支援（個別事案に関する支援）

1. 職場復帰にかかる支援
 2. 現職の治療と仕事の両立にかかる支援
- ※労働者（患者）本人及び事業場の書面同意が必要です。

□ 啓発セミナー（イベントなどの場での研修会の実施）



ちりょうさ

備考欄(WEB利用などのご希望など)

【申込先・相談対応】 独立行政法人 労働者健康安全機構

秋田産業保健総合支援センター

FAX:018-884-7781

<https://www.akitas.johas.go.jp/>
E-mail : shien@akitas.johas.go.jp

※本申込書をFAXで送信していただくか、HP掲載の申込書をメールに添付して送信してください。おって、当センターからご連絡します。

支援はすべて無料です

メンタルヘルス対策に関する取組は事業場の重要な課題です。

秋田産業保健総合支援センターでは、産業カウンセラーや保健師、看護師、社会保険労務士などのスタッフ（メンタルヘルス対策・両立支援促進員）が、事業場のメンタルヘルス対策を支援します。

事業場のメンタルヘルス対策 を応援します

WEB対応可能

※利用方法のマニュアルを用意しております。



1 初歩からの支援

メンタルヘルス対策って何からはじめるのか、「心の健康づくり計画」ってどのようにつくるのか、ストレスチェックはどのように導入するのかなどメンタルヘルス対策の入口から事業場のニーズに合わせて個別に対応します。

2 教育研修の実施

管理監督者向け研修（1回／年）、新入社員など若手従業員向け研修（1回／年）、一般従業員向けのセルフケア研修や安全衛生委員会向けの研修を実施します。



独立行政法人 労働者健康安全機構

**秋田産業保健
総合支援センター**



所在地：〒010-0874 秋田市千秋久保田町6-6

秋田県総合保健センター4階

TEL：018-884-7771 FAX：018-884-7781



メンタルヘルス対策支援申込書

令和 年 月 日

事業場名					
代表者名	職名		氏名		
業種		主な事業内容		労働者数	人
所在地	〒				
電話			FAX		
担当者	職名		氏名		
	E-mail				
	職種	☐ 産業医 ☐ 労務管理担当 ☐ 保健師・看護師 ☐ 衛生管理者 ☐ 事業主 ☐ その他			
訪問希望日	第1希望	令和 年 月 日 ()		☐ 午前 ☐ 午後	時 分
	第2希望	令和 年 月 日 ()		☐ 午前 ☐ 午後	時 分

希望する支援内容の□にチェックを入れ、希望する支援番号に○印をつけてください。

□ 初歩からの支援

1. 衛生委員会にかかる支援
2. 事業場における実態の把握にかかる支援
3. 「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援
4. メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援
5. 職場環境の把握と改善にかかる支援
6. メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援
7. ストレスチェック制度導入にかかる支援
8. 職場復帰プログラム作成支援
9. 職場復帰にかかる支援（社内体制整備等）

□ 教育研修の実施

1. 管理監督者向けメンタルヘルス教育の実施（1回／年）・・・受講者数
 2. 若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施（1回／年）・・・受講者数
 3. その他の労働者向けメンタルヘルス教育の実施 受講者数
- 例）職場環境改善、ハラスメント、過重労働

人
人
人



備考欄（WEB利用などのご希望など）

【申込先・相談対応】 独立行政法人 労働者健康安全機構 秋田産業保健総合支援センター

FAX: 018-884-7781

<https://www.akitas.johas.go.jp/>
E-mail : shien@akitas.johas.go.jp

※本申込書をFAXで送信していただくか、HP掲載の申込書をメールに添付して送信してください。おって、当センターからご連絡します。

事業者の方必見！

保健指導を
しませんか？



ステップ1

健康診断の実施(安衛法第66条)

診断区分の判定

異常なし

異常あり(有所見)
要治療/要精密検査/要経過観察

ステップ3

保健指導(安衛法第66条の7)

ステップ2

医師の意見聴取(安衛法第66条の4)

就業区分の判定

通常勤務

就業制限

要休業

保健指導

労働者健康安全機構
秋田産業保健総合支援センター
保健師が対応します

保健指導について

対象となる事業場・料金など

規模50人未満の事業場で働く方が対象になります。
料金は無料です。

申込方法など

裏面の申込書をFAXするか、または地域産業保健センターの利用申込書で保健師の保健指導を依頼してください。

⇒後日ご連絡いたします。その際に日時など打ち合わせをさせていただきます。
利用時間は9:00~17:00(平日)です。

対象者など

特定保健指導※1で対象にならない若い方ややせている方、お薬を内服している方も対象になります。また、異常がなくても健康に不安がある方などお気軽にご利用ください。

保健師が訪問するか、WEB※2を利用して個別にお話をさせていただきます。

※1 特定保健指導については医療保険者にお問い合わせください。安衛法上の保健指導との違いは裏面をご覧ください。

※2 訪問する場合は、大曲仙北地域は大曲仙北地域産業保健センターから、その他の地域は秋田産業保健総合支援センターから伺います。WEB対応は秋田産業保健総合支援センターで一括して行います。

WEB対応可能



※利用方法のマニュアルを用意しております。

秋田産業保健総合支援センター

OPEN/ 8:30~17:15(平日)

Tel. 018-884-7771

<https://www.akitas.johas.go.jp/>
E-mail:shien@akitas.johas.go.jp



事業場	事業場名					
	所在地	〒				
	労働者数	(男: 人)(女: 人)(計: 人)				
	事業内容					
	代表者	職名: 氏名:				
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:				
	本社企業の情報※	企業名 労働者数 人 産業医数 人 うち総括産業医 人				
事業場訪問希望日		第1希望 年 月 日 第2希望 年 月 日				
その他の連絡事項・要望 (WEB希望・複数日に分割したいなど)						

- ※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
- ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- ※ 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。
- ☐ 全項目に漏れなく記入しています。
 - ☐ 事業場は50人未満です。
 - ☐ 当社に総括産業医は居ません。
 - ☐ 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
 - ☐ 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
 - ☐ 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は 「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
 - ☐ 上記に相違ありません。

特定保健指導と保健指導の違いとは？

特定保健指導は、特定健診（定期健康診断）結果を元に階層化され、40歳以上のメタボリックシンドロームの方を対象としています。医療保険者に義務付けられた保健指導になります。

保健指導は、対象をメタボリックシンドロームに限定しない、定期健康診断を受けた方すべてが対象になりうるものです。事業主が行う保健指導で、法律上の努力義務になります。